

「学びの教室」

令和3年4月26日
 特別支援教室「学びの教室」
 巡回指導拠点校・通級指導校
 文京区立駒本小学校
 校長 吉岡 淳
 文京区立汐見小学校(巡回校)
 校長 永井 昌美

駒本小学校特別支援教室直通電話 3827-5575 (ファクシミリ兼用)

通信

合理的配慮とは

平成28年4月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行されました。この法律で、学校教育における合理的配慮とは、障害のある子ども・発達の特性的な子ども（手帳所持や診断の有無等は関係ありません）が、平等に教育を受けるために、学校などがその状況に応じて提供する個別に必要とされる支援や配慮のことを指します。公立学校は、児童生徒等の性別、年齢及び障害の状態に応じて、過度の負担にならない限り、必要かつ合理的な配慮を提供しなければなりません。以下に、イラストを使って合理的配慮について簡単にまとめました。「個別の教育支援計画」作成のための面談等に向けて、是非ご確認ください。



※学校で提供される合理的配慮については「個別の教育支援計画」等に記載し、校内や関係諸機関で共通理解を図ることが必要とされています。

<保護者の皆様へ 直通電話>

駒本小学校特別支援教室の直通電話(03-3827-5575)は、駒本小学校の執務時間内であれば、原則として、巡回指導教員若しくは専門員が対応いたしますが、会議等で不在の場合、授業中であっても対応できない場合等は、留守番電話による固定メッセージの応答に切り替わります。お急ぎの場合は、学校代表番号(03-3827-5451)にお電話ください。なお、直通電話は、ファクシミリも使用できません。

<5月のコミュニケーションタイムの主な学習予定>

「サーキットトレーニング」

・身体を動かす様々な活動を通して、粗大運動や微細運動の能力を向上させます。

学習指導要領「自立活動」 5・身体の動き

(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

以上